

(題) 荷物用エレベーターの定格積載量遵守と留意事項について

(本文)

平成25年9月9日に東京都江東区内で発生したエレベーターのかごの突き上げ事故については、これまで社会資本整備審議会昇降機等事故調査部会において、事故の原因究明等の検討が行われ、今般、「東京都江東区内エレベーター事故調査報告書」としてとりまとめられました。

エレベーターの製造業者及び保守事業者の皆様におかれましては、事故調査報告書をご確認いただき、以下の内容に留意いただきますようお願いいたします。

1. フォークリフトの乗り入れが計画されていない荷物用エレベーター（以下「フォークリフト乗り入れ非対応エレベーター」という。）について、乗場戸への表示等により、定格積載量を遵守すること及びフォークリフトの乗り入れは行わないことを利用者に周知すること。
2. フォークリフト乗り入れ非対応エレベーターのうち、ウォームギヤ式の巻上機を有するものについて、以下の事項を実施すること。

・所有者からの情報把握による利用実態やサーマルリレーの稼働状況等から、過積載やフォークリフトの乗り入れがあると推測されるものについては、定期検査時に加えて保守点検時にもウォームギヤの歯の状況の検査を確実に実施すること。（昇降機 遊戯施設 定期検査業務基準書 2017年度版を参照のこと）

・上記の点検に際しては、異常音又は異常な振動が認められた場合は、歯の段差及び欠損について目視による確認又は測定を確実に実施すること。

関連書類 → [東京都江東区内エレベーター事故調査報告書\(概要\).pdf](#)